水資源保全地域の指定及び事前届出制度の概要

1 水資源保全地域の指定

○ 公共の用に供される水(水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等)の 取水地点及びその周辺の区域(国有地は除く。)であって、森林法第5条第1項 に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域又は開発行為が 当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域(森林の区 域を除く)を、知事が「水資源保全地域」に指定。

■地域指定の流れ

市町村との 調整

・候補地域の 選定

意見聴取

- ・関係市町村長
- ・県環境審議会

指定予定地域の告示・図面の縦覧

- ・場所:県庁、各総合支庁、関係市町村
- ・期間:2週間
- ※縦覧期間中、当該地域の住民等は 意見書を提出することが可能

指定 (告示)

2 水資源保全地域における事前届出制度

- 水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県(総合支庁環境課)に対し届出を行う必要がある。
- 県は、必要に応じて報告又は資料の提出を求めたり立入調査を行うことができるとともに、届出を出さなかったり虚偽の届出をした場合や県の指導に従わない場合は、勧告・命令、氏名等の公表、5万円以下の過料を科すことができる。

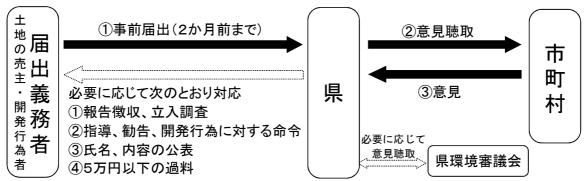
(1) 土地取引等に係る届出

- ① 届出の対象 土地売買、土地への権利設定(賃借権、地上権等)
- ② 届出義務者 現在の土地所有者(土地売買の場合は売主)
- ③ 届出の時期 契約締結予定日の2か月前まで

(2) 開発行為に係る届出

- ① 届出の対象 土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置 など
- ② 届出義務者 開発行為を行おうとする者
- ③ 届出の時期 開発行為の着手予定日の2か月前まで

■届出の流れ



山形県水資源保全条例及び条例施行規則における事前届出の対象外

■土地取引等

- 1 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法第9条第2号に掲げる 森林整備法人又は国立研究開発法人森林総合研究所である場合
- 4 土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合
- 5 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合 (※1) に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合
 - (※1)送配電事業やガス事業など森林法の林地開発許可が不要な公益性の高い事業に係るもの
- 6 電柱(支柱、支線等を含む。)、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合

なお、相続による土地の所有権等の移転は本条例及び施行規則で定める土地取引等には当たらない。

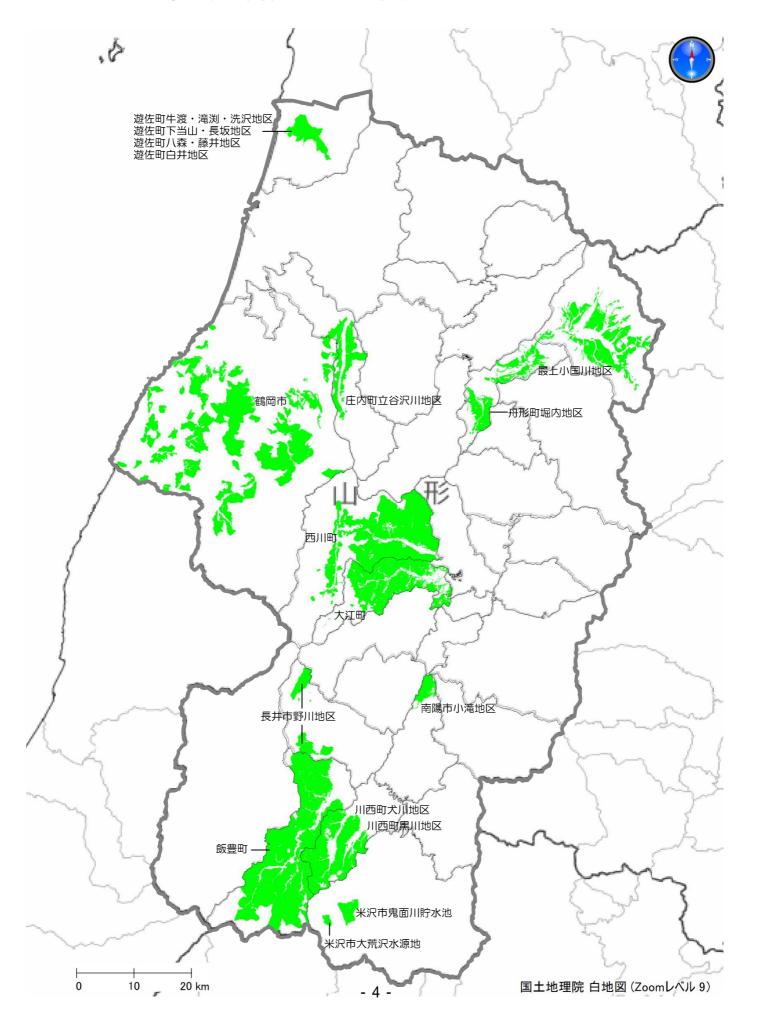
■開発行為

- 1 国又は地方公共団体が行う場合
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 農業、林業又は漁業を営むために行う場合
- 4 森林法に基づく許可又は届出を要する規則で定める次の行為を行う場合
 - (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為(同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。)
 - (※2)地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可(林地開発許可)
 - (2) 森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為(同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。)
 - (※3)地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出
 - (3) 森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為(同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。)
 - (※4)保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、 土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可
 - (4) 森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 (※5)保安林における、択伐(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。)及び間伐の届出
- 5 温泉法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可(※6)を要する行為を行う場合 (※6)土地の掘削の許可、温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可
- 6 山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第1項の規定による届出(※7)を要する行為(同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。)を行う場合
 - (※7)地下水採取適正化地域内における、新たな地下水採取の届出
- 7 自己の居住の用に供する住宅の建築(増築及び改築を含む。)、移転又は撤去のために行う場合
- 8 電柱(支柱、支線等を含む。)、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合
- 9 建物その他の工作物の補修等通常の管理行為を行う場合

山形県水資源保全地域の指定状況

地域名	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積(ha)
村山地域	西川町	西川町水資源保全地域	13, 036
	大江町	大江町水資源保全地域	8, 254
最上地域	最上町、舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6, 814
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1, 543
置賜地域	米沢市	米沢市大荒沢水源地水資源保全地域	168
		米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域	858
	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605
	南陽市	南陽市小滝地区水資源保全地域	946
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域	5, 234
		川西町黒川地区水資源保全地域	2, 294
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21, 788
庄内地域	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21, 184
	庄内町	たちゃざわがわ 庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2, 680
	遊佐町	遊佐町牛渡・滝渕・洗沢地区水資源保全地域	1, 083
		遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365
		遊佐町白井地区水資源保全地域	246
		遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167
合 計	4市8町	17箇所(県内民有林面積の約28%)	88,265

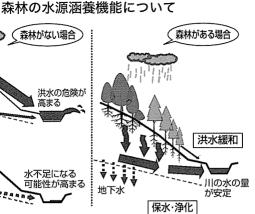
山形県水資源保全地域の指定状況(H29.1 現在)



資源保全地域の指定について

*森林の大切な機能

足 よる 源涵養機能」 を土に浸みこませることで、 る森林には、 山形県の面積の約七十二%を占め の危険を少なくするなどの 「洪水」 があります。 や日照りによる 水の 「浄化」 や、 大雨に 水不 雨水 水



■水資源保全地域指定状況(平成28年6月末現在)

森林がない場合

高まる

■小貝冰冰土地以旧足水池(十級20千0万木坑江)			
村山地域	西川町		
们山地地	大江町		
最上地域	最上町(最上小国川地区)		
	舟形町(最上小国川地区、堀内地区)		
置賜地域	米沢市(大荒沢水源地、鬼面川貯水池)		
	長井市(野川地区)		
	南陽市(小滝地区)		
	川西町(犬川地区、黒川地区)		
	飯豊町		
庄内地域	鶴岡市		
	庄内町(立谷沢川地区)		
工门吧場	遊佐町(牛渡・滝渕・洗沢地区、下当山・		
	長坂地区、白井地区、八森・藤井地区)		

町 課 役場で閲覧できるほ 指定地域の図面 ・ジでも公開しています。 各総合支庁環境課、 は 県庁環境企画 か、 関係市役所 県ホ

1

活や経済活動に欠くことのできな

境に支えられ、

水資源は、

山形県の豊かな自然環 私たち県民の日常生

水資源の保全に向けて

ものです。

なっています。

の売買や開発行為が全国的に問題

ぼすおそれのある、

森林などの土地

か

近年、

水資源に影響を及

大雨が

雨が降らない

日が続くと・・

水資源保全地域の指定

基づき、 ため、 成二十八年六月末現在、 十七地域を指定 資源保全地域に指定しています。(平 「水資源保全条例」 本県の豊かな水資源と森林を守る 県は、 県内の民有林等の区域を水 平成二十五年三月に を定め、 四市八町 条例に

土地取引等に係る届出

届出の対象 : 土地売買、土地への権利設定(賃借権、地上権等)

(1) 届出の対象・土地元員、土地への権利設定(員情権、地工権等 (2) 届出義務者:現在の土地所有者(土地売買の売主等) (3) 届出の時期:契約締結予定日の2か月前まで ※ただし、次の場合は土地取引等の届出は不要です。 ・契約の相手方が、国又は地方公共団体である場合 ・相続により土地を取得する場合 など

開発行為に係る届出
(1) 届出の対象:土石の採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置等
(2) 届出義務者:開発行為を行おうとする者
(3) 届出の時期:開発行為の着手予定日の2か月前まで
(3) 本土は、次の場合は開発行為の ※ただし、次の場合は開発行為の届出は不要です。

森林法の林地開発許可が必要な場合

農業、林業、漁業を営むために行う場合

自己の居住の用に供する住宅の建築等を行う場合 など

問い合わせ先

•事前届出制度について

開発行為を行おうとする場合は、 前 (総合支庁環境課) 水資源保全地域内で土地取引等や に届出を行う必要があります。 に、 次のとおり 県

を進めています。 全や森づくりなどの率先した取組

県民の皆さんとともに美しい川

の保

総合計画

を定め、

行政だけでなく

の取組みが大切です。 とや各地域で行われている森づく 活動への参加など、 流さないといったご家庭でできるこ 油や食べ物の残りなどを排水口 県民一人ひとり h に

(県環境企画 課

山形県環境企画課企画調整担当 (**2**023-630-3161)

環境省選定「名水百選」の一つ「月山山麓湧水群」(西川町)

5万円以下の過料を科すことがあります。従わない場合、勧告・命令、氏名等の公

従わない場合、勧告・命令、氏名等の公表、届出をした場合や正当な理由なく県の指導に

氏名等の公表

ります。

料の提出を求めたり立入調査を行うことが、県は届出者に対して必要に応じて報告又は、

また、届出を出さなかったり虚偽の1を求めたり立入調査を行うことがあ1者に対して必要に応じて報告又は資

- 5 -

平成二十五年九月に「山形県水資源

この水資源を守るために、

県で

は

平成28年11月20日(日) 山形新聞



リサイクル「大事だね」が

きょうまで催し多彩 環境展

マイズや県産材を使ったワー 三つのテーマで、約50の企 真=が19日、山形市の山形 県などでつくる実行委員 がた環境展2016」=写 た。 国際交流プラザで始まっ 会が主催。「エネルギー」がた環境展2016」=写 た。 場などでつくる実行委員がた環境展2016」=写 た。

三つのテーマで、約50の企 楽しみながら 環境問題に「環境」「リサイクル」の イズなど、親子連れなどが会が主催。「エネルギー」 トレーの 種類を当てるクーリなどでつくる実行委員 収に出すことのできる食品

業・団体がブースを出展し

ついて考えた。風力発電機

などを繰り広げる。

を はじめ、スーパーの店頭回 県産材を材料にしてネッ はじめ、スーパーの店頭回 県産材を材料にしてネッ はじめ、スーパーの店頭回 場所である。 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回 はじめ、スーパーの店頭回

最終日の20日は午前10日 一年後4時。全長31点のティラノサウルスの人形が登 「エコドライバープロジェ 「エコドライバープロジェ クト」の推進委員として活 かする女優のいとうまい子

ともたちの関心を集めて ともたちの関心を集めて いた。